

仙北市特別定額給付金推進本部より

市民の皆さまへ

特別定額給付金（1人10万円）の 申請受付がスタートしました。

特別定額給付金の申請は、**郵送**（原則）とオンラインによる申請としていますが、事情により困難な方は、直接申請書を持参していただくことも可能です。

特設会場の設置については、以下のとおりです。

《期 間》5月13日(水)～24日(日)（土日も開設します）

《時 間》9:00～15:00

《場 所》▶角館交流センター ▶田沢湖総合開発センター ▶西木総合開発センター

※5月25日以降は、各地域センター、各出張所で申請受付ができます。

1 窓口での申請に必要な書類

窓口においていただく方の本人確認のできる書類（免許証、保険証など）のほか、以下の書類をご持参ください。

- ①特別定額給付金申請書（事前に必要事項をご記入ください）
- ②申請者（世帯主）の本人確認ができるもの（免許証、保険証など）
- ③受給者（世帯主）の振込先が確認できるものの写し（通帳またはキャッシュカードなど）

※特設会場は、感染症予防のため混雑時、入場を制限する場合があります。また、マスクの着用や手洗いなど感染症の予防にご協力をお願いします。

※交付決定のお知らせはしませんので、口座への入金でご確認ください。

※期間中、角館交流センターでは、税務課職員が常駐し、税金の徴収猶予などのご相談に応じますのでご利用ください。

2 市民の方で、1人世帯で寝たきりの方、車や歩いて出向くことが困難な方、そのほか申請書を郵送することが困難で窓口に出向くことができない方は、福祉事務所でご相談に応じますので以下にお問い合わせください。

福祉事務所の相談窓口（いずれの電話でもご相談に応じます）

- ① 43-2288
- ② 43-2284
- ③ 43-2280
- ④ 43-2281
- ⑤ 43-2283

3 オンライン申請については、市ホームページでご案内しています。

裏面も
ご覧ください。



【特別定額給付金に関する問合せ】

仙北市特別定額給付金推進本部（仙北市総務課内） ☎ 43-1111

新型コロナウイルス感染症対策本部より

6月19日(金)まで

【問合せ】商工課 ☎ 43-3351
仙北市商工会角館本所 ☎ 54-2304

事業継続支援金の受付が始まっています

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている市内の事業者の支援のために、仙北市独自の「仙北市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金」制度を創設しました。制度の概要は次のとおりです。

1 対象事業者／次のすべてに該当する事業者。

- ①仙北市内に本社または主たる事業所を有する事業者で、原則令和元年4月30日以前から事業を開始していること。
- ②「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給対象外の事業者であること。
- ③令和2年3月から同年5月の期間中のいずれかの月において、前年同月比において主たる事業での売上が20%以上減少していること。
- ④令和2年3月1日から5月31日の間の営業日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした自主的の休日が累計で10日間以上実施していること。
- ⑤支援金受領後も事業者として営業活動を継続する意欲があること。
- ⑥法令および公序良俗に反していないこと。

【対象にならない事業者】

- ①申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でなく、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ②法令などにもとづく必要な許認可などを受けることなく事

業を行うもの。

- ③農業、林業および漁業に属する個人経営の事業所。
- ④宗教に属する事業所または政治団体。
- ⑤公益法人または事業者の経営に国または地方公共団体が直接または間接に参画しているもの。

2 想定される業種／卸売業 ▶ 小売業 ▶ 飲食業 ▶ サービス業 ▶ 宿泊業（農家民宿含む）▶ 製造業（一部）など

3 給付額／1事業者あたり20万円。

※ただし、飲食業と宿泊業の事業者には、10万円を加算。

4 申請受付窓口／仙北市商工課 ▶ 市役所各地域センター・各出張所 ▶ 仙北市商工会（本所・田沢湖支所・西木出張所）

5 申請受付期間／5月11日(月)～6月19日(金)

期間中の土・日曜日は、商工課、田沢湖地域センター、西木地域センターで受付します。

※申請用紙は、申請受付窓口に用意しているほか、市のホームページからダウンロードできます。

※申請受付後、内容を審査させていただき、確定後申請された口座へ支援金が振り込まれます。口座振込は、5月25日(月)以降順次行われる予定です。

※10日間以上休業することができない事業者については、個別にご相談願います。

6月1日(月)まで

【問合せ】税務課 ☎ 43-1117

市税の徴収猶予・減免制度に関する特別窓口を開設しています

市税の徴収猶予特例制度について、郵送での申請が困難な方や申請書の記入方法・内容の相談がしたい方へ向けた特別窓口を開設しています。なお、申請条件などの詳細は、広報5月16日号2ページもしくは市ホームページでご確認ください。また、市税の減免制度の申請窓口も併せて開設しています。

1 期間／5月13日(水)～6月1日(月)

2 場所／角館交流センター

3 時間／9:00～12:00・13:00～16:00

4 実施内容／各申請書類の受付・配布、申請書の記

入方法・内容の説明、相談

5 持ち物／収入減少の事実がわかるもの（売上帳、給与明細など）、申請日時点での手持ち現金・預貯金の額がわかるもの（現金出納帳、預金通帳など）の写し、印鑑・社判

国・県の緊急事態宣言の延長を受けて、仙北市は秋田県の対応に準じています。
県外との往来は、引き続き自粛をお願いします。

【新型コロナウイルス関係全体の問合せ】

仙北市新型コロナウイルス感染症対策本部（仙北市総合防災課内）☎ 43-1115